

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①茨城町の現状

<位置と地勢>

茨城町は、茨城県のほぼ中央に位置し、東京都心まで約100kmの距離にある。東は大洗町、南は鉾田市及び小美玉市、西は笠間市、北は水戸市とそれぞれ接し、町の中央を西から東に流れる涸沼川をはじめ支流2本が流れ、東端に位置する涸沼に注いでいる。町域は東西17km、南北14km、面積121.88km²で、低地は水田が広がり、河川の兩岸の台地に広がる農地と平地林の緑など、豊かな自然環境に恵まれた田園都市である。

特に、茨城町のシンボルでもある涸沼には、希少な昆虫であり町の天然記念物に指定されているヒヌマイトトンボ(絶滅危惧IB類)をはじめ、海と川の魚介類、多様な植物が生息しているほか、毎年スズガモなど数多くの水鳥が飛来している。平成27年には、国際的に重要な湿地として、ラムサール条約湿地に登録され、まさに“世界の涸沼”となっている。



(2) 地質(活断層)

現時点において、本町直下に活断層は、確認されていない。

(3) 気候

本町の気候は、夏期に多雨多湿、冬期に小雨乾燥となる太平洋岸式気候である。冬は、晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して火災が発生しやすいが、風速は10mを超えることは少なく、風による直接の被害はほとんどない状況である。気温は、例年35℃以上の猛暑日を記録するが、冬は-5℃以下に下がる日もある。降水量は、年間1,400mm前後である。

本町に災害をもたらす気象としては、台風、低圧等による暴風、豪雨等である。

水戸地方気象台の気象概要

年	天候(日)			気温(℃)			風向・風速			降水量 mm	日照 時間(h)
	快 晴 平均曇量 <1.5	雨 降水量 ≥1mm	雪	最高 気温の 極	最低 気温の 極	平 均	最多 風向	平均 風速	風速 10m/S 以上 日数		
2012	40	109	8	36.3	-7.1	13.9	北北西	2.4	16	1485.5	2202.3
2013	53	103	9	36.3	-6.7	14.3	北北西	2.3	7	1338.0	2259.0
2014	46	99	10	36.2	-7.8	14.2	北北西	2.3	10	1471.0	2249.6
2015	42	103	11	36.5	-4.6	14.8	北北西	2.4	1	1226.5	2117.6
2016	31	98	15	36.9	-4.8	14.8	北北西	2.4	9	1426.0	2061.6
2017	45	97	10	35.7	-6.2	14.2	北北西	2.3	4	1126.5	2144.7
2018	44	106	10	37.6	-7.9	15.3	北北西	2.4	7	1282.5	2199.1
2019	—	102	8	36.3	-5.8	14.9	北北西	2.4	8	1391.0	2088.6
2020	—	122	19	37.6	-6.3	15.0	北北西	2.4	7	1422.0	2058.8

資料：水戸気象台ホームページ

<地震災害：地震災害対策計画>

過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、以下の7つの地震を設定している。これら7つの地震による当町の想定最大震度等は、以下に示す通りである。

	地震名	地震規模	想定 of 観点	茨城町における想定最大深度
1	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下のマグニチュード7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6弱
2	茨城・埼玉県界の地震	Mw7.3		5強
3	F1断層、北方陸地の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害	5弱
4	棚倉破碎東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0		5強
5	太平洋プレート内の地震（北部）	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害	6強
6	太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5		6弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害	6弱

当町において特に影響を及ぼすことが想定されるのは5太平洋プレート内の地震（北部）である。マグニチュード8、震度6強の地震が発生した場合、茨城町全域での被害は、東日本大震災時に近い被害状況になることが予想される。東日本大震災時の被害状況は以下の通りである。

※当町は首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、「首都直下地震緊急対策区域（内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域）」に指定されている。

（東日本大震災時の家屋被害状況※住宅）

建物被害	全壊	27棟
	大規模半壊	52棟
	半壊	525棟
	一部損壊	3,232棟
人的被害	死者・行方不明者	0名
	重軽傷者	7名（重傷者1名、軽傷者6名）

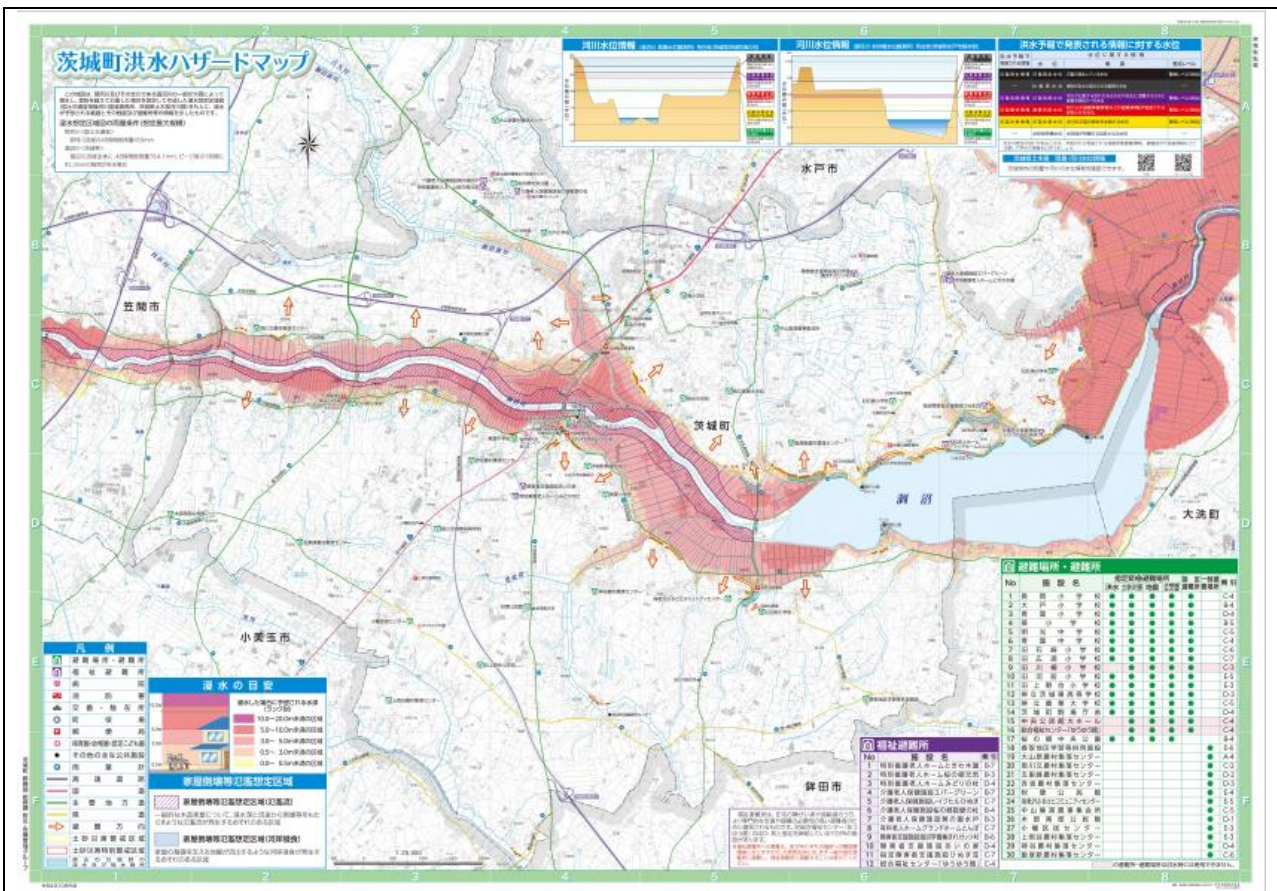
<洪水：洪水ハザードマップ>

当町は、那珂川及びその支川である涸沼川の一部や涸沼湖が大雨によって増水し、堤防を越えて氾濫した場合を想定して作成した浸水想定区域図（国土交通省常陸河川国道事務所、茨城県土木部河川課）をもとに、浸水が予想される範囲と浸水した場合に予想される水深を設定している。

※浸水想定区域図の雨量条件（想定最大規模）

那珂川（国土交通省） 那珂川流域の48時間総雨量459mm

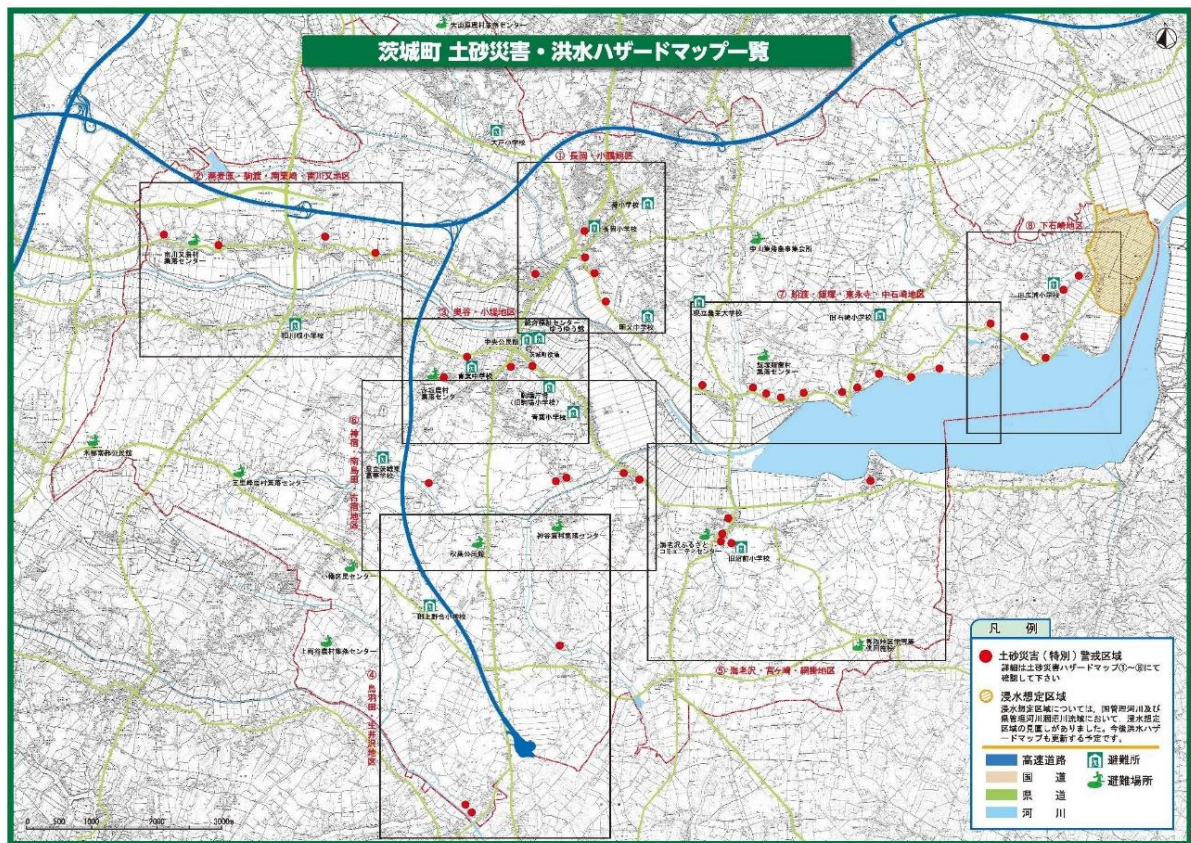
涸沼川、涸沼湖（茨城県） 流域全体に48時間総雨量764.1mm（※ピーク時の1時間に92.3mmの降雨がある場合）



<土砂災害：土砂災害ハザードマップ>

町域における土砂災害の発生が想定される箇所については、土砂災害（特別）警戒区域 43 箇所、急傾斜地崩壊危険区域 44 箇所が指定されている。

	土砂災害（特別）警戒区域数	急傾斜地崩壊危険区域
長岡・小鶴・大戸・馬渡地区	6 箇所	6 箇所
蕎麦原・駒渡・南栗崎・南川又地区	6 箇所	7 箇所
奥谷・小堤地区	5 箇所	4 箇所
鳥羽田・生井沢地区	2 箇所	2 箇所
海老沢・宮ヶ崎・網掛地区	5 箇所	5 箇所
神宿・南島田・古宿地区	4 箇所	4 箇所
船渡・飯塚・東永寺・中石崎地区	10 箇所	10 箇所
下石崎地区	5 箇所	6 箇所



<原子力災害：原子力災害対策計画>

この計画では、以下の表に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、町及び県等が行う以下の各種防災活動を規定している。

- ・ 緊急時モニタリングの実施
- ・ 広報の実施
- ・ 避難・屋内退避等の方法
- ・ 安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・ 緊急被ばく医療の実施（スクリーニングを含む。）
- ・ 飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・ 緊急輸送の体制の確立
- ・ 飲食物・生活必需品の供給
- ・ 交通規制
- ・ 治安の確保
- ・ その他防災対策活動に必要な事項

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を設定する施設及び当該原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）、原子力災害に備えた茨城県広域避難計画、試験研究炉等にかかる原子力災害に備えた茨城県「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドラインにおいて示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準としている。

(原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域)

	原災法対象事業所	原子力災害対策重点区域		
		重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	対象地区
東海、那珂地区	・日本原子力発電(株) 東海発電所、東海第二発電所 (略称：原電東海) [東海村]	発電用原子炉施設	(UPZ) 約 30 km	川根 (南川又、南栗崎、野曾、駒渡、蕎麦原、越安、奥谷、下土師、下飯沼、上飯沼、飯沼、木部、)、大戸 (近藤、桜の郷、常井、馬渡、大戸)、長岡 (前田、小鶴、谷田部、長岡、長岡 (矢頭))、石崎 (上石崎、若宮、中石崎、下石崎)、沼前 (網掛、宮ヶ崎、駒場、神宿、海老沢、城之内、小堤)、上野合 (神谷、南島田、鳥羽田、秋葉、上雨ヶ谷、下雨ヶ谷、生井沢、下座、小幡)
大洗、銚田地区	・国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構大洗研究所 (略称：機構大洗) [大洗町、銚田市]	試験研究用等原子炉施設 (常陽)	(UPZ) 約 5 km	下石崎 (遠西、長洲、台、前谷、後谷)、中石崎 (中石崎、榊原、宮前)
		試験研究用等原子炉施設 (HTTR)		下石崎 (遠西、長洲、台、前谷、後谷)、中石崎 (中石崎、榊原、宮前)、網掛 (網掛、昭和)
		試験研究用等原子炉施設 (JMTR)		

<感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 188人
- ・小規模事業者数 832人

<茨城町の業種別商工業者数及び小規模事業者数の推移>

産業分類	平成28年		町内に広く分散している
	商工業者数	小規模事業者数	
D 建設業	232	226	町内に広く分散している
E 製造業	112	84	町内に広く分散している
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	町内に広く分散している
G 情報通信業	0	0	町内に広く分散している
H 運輸業・郵便業	47	38	町内に広く分散している
I 卸売・小売業	321	180	町内に広く分散している
J 金融業・保険業	10	8	町内に広く分散している
K 不動産業・物品賃貸業	33	28	町内に広く分散している
L 学術研究、専門・技術サービス業	25	17	町内に広く分散している
M 宿泊業、飲食サービス業	77	44	町内に広く分散している
N 生活関連サービス業、娯楽業	104	94	町内に広く分散している
O 教育、学習支援業	23	14	町内に広く分散している
P 医療、福祉	71	25	町内に広く分散している
Q 複合サービス事業	8	4	町内に広く分散している
R サービス業(他に分類されないもの)	96	70	町内に広く分散している
合計	1,188	832	

※「平成28年経済センサス活動調査（総務省統計局）」より

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

1. 茨城町地域防災計画の策定

この計画は、災害対策基本法第42条及び茨城町防災会議条例第2条の規定に基づき、茨城町防災会議が策定する計画であって、町内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、町・県・防災関係団体及び公共的団体が、その有する全機能を有効に発揮して、町内における災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画は、町・県・防災関係団体及び公共的団体の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら防災関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途防災関係機関が定める。

この計画の基本方針は、次のとおりである。

- ① 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓、茨城県地震被害想定を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。また、台風・集中豪雨等風水害及び原子力災害等についても対策を確立する。
- ② 災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- ③ 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- ④ 町及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者の役割も明示した計画とする。
- ⑤ 本計画は、災害対策基本法に基づき、茨城町の区域にかかる災害から住民の生命及び財産を守ることを目的として定められたものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務

計画及び茨城県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2) 災害予防対策に関する事項

1. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

① 自主防災組織の結成促進の強化

新たな自主防災組織の結成への働きかけ及び支援を積極的に行い、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。※地震災害対策計画編 P4、町の新たな取組

② 指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び定義の明確化

災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所・指定避難所を指定

【指定緊急避難場所】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する（災害対策基本法第 49 条の 4）。

【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する（災害対策基本法第 49 条の 7）。※地震災害対策計画編 P30、災害対策基本法

③ 福祉避難所の指定

要配慮者のために、福祉避難所の指定に努める。その際、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。※地震災害対策計画編 P35 及び 91、防災基本計画

④ 災害リスクと取るべき行動の理解促進

ハザードマップ等の作成・配布等により、平常時から地域住民に対し浸水想定区域等の情報提供を行い、居住地の災害リスクや取るべき行動の周知、避難情報の理解促進を図る。

※風水害対策計画編 P2、防災基本計画

⑤ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行うとともに、避難確保計画の作成について支援する。※風水害対策計画編 P11、防災基本計画

2. 避難所運営体制の強化

① 住民等を主体とした避難所の運営管理の推進

住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。※地震災害対策計画編 P31、防災基本計画

3. 普及すべき防災情報

① 住民及び地域、事業所等の備蓄

食料及び飲料水等の備蓄の量を「概ね 3 日間」から「最低 3 日間、推奨 1 週間」に修正。

※地震災害対策計画編 P32 及び 39、防災基本計画

② 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発や加入促進を図る。※地震災害対策計画編 P40、防災基本計画

4. 業務継続計画（BCP）

① 町長不在時の代行順位及び職員の参集体制

災害発生時、町長が不在である場合の代行順位は、副町長、総務部長の順とする。

② 代替庁舎

本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎は駒場庁舎とする。

③ 電気、水、食料等の確保

停電に備え、本庁舎、駒場庁舎等において非常用発電機と燃料を確保する。燃料は、最低 24 時間分を確保するとともに、停電が 24 時間を超えて継続した場合にも対応できるよう、燃料の供給体

制を確保するものとする。

④ 多様な通信手段の確保

災害時の通信手段として、防災行政無線（移動系）の整備や、災害時優先電話の指定等の対策を講じるものとする。また、それらの通信手段について、操作訓練を実施するなど、非常時に適切に使用できる体制を整える。

⑤ 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップについては、定期的に記録媒体、外部サーバ（クラウド）に保存するとともに、遠隔地での分散保管に努める。

⑥ 非常時優先業務

災害発生時または発生後に、優先的に開始または再開すべき業務を特定するとともに、それらの業務が確実に遂行できるよう、必要な対策を講じるものとする。※地震災害対策計画編 P2、防災基本計画

3) 災害応急対策に関する事項

1. 災害情報の広報

① 特別警報に関する広報

特別警報が発表された場合、住民及び官公署への周知伝達が、気象業務法により義務付けられているため、適切に広報を行う。※地震災害対策計画編 P64、気象業務法

② Lアラートの活用

避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。※地震災害対策計画編 P65、防災基本計画

③ 民間アプリの活用

災害情報を住民に提供するための情報伝達手段について、Twitter やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用する。※地震災害対策計画編 P65、町の新たな取組

2. 避難誘導、避難生活への支援体制の整備

① 要配慮者への配慮や感染症対策等を考慮した備蓄の推進

備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。※地震災害対策計画編 P32、防災基本計画

② 男女双方の視点に配慮した避難所の運営

避難所の運営において、女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等を設けるなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。※地震災害対策計画編 P90、防災基本計画

③ 家庭動物のためのスペースの確保

避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。※地震災害対策計画編 P91、茨城県地域防災計画

④ 避難所における感染症対策

避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」（茨城県）等を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難者の過密抑制策やホテル・旅館等の活用等を検討するよう努める。※地震災害対策計画編 P92、防災基本計画

3. 被災者の健康（身体・精神）への対応

① 災害時のこころのケアへの対応

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。※地震災害対策計画編 P93、茨城県地域防災計画

4. 災害廃棄物の処理

① 町災害廃棄物処理計画に基づいた災害廃棄物の処理

被災状況を的確に把握した上で、町災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。※地震災害対策計画編 P124、町の新たな取組

5. 被災者台帳の作成

① 配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。※地震災害対策計画編 P88、災害対策基本法

4) 原子力災害対策に関する事項

1. 原子力災害事前対策

- ① 警戒事象、特定事象の名称の変更…「警戒事象」⇒「警戒事態」に修正
 ※原子力災害対策指針 「特定事象」⇒「施設敷地緊急事態」に修正

② 原子力災害対策重点区域

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所においては、緊急防護措置を準備する区域(UPZ)を約5kmとする。※原子力災害対策計画編 P8、原子力災害対策指針、茨城県地域防災計画

③ 統合原子力防災ネットワークシステムの活用

国及び県で整備される災害に関する情報を集約し共有化する機能を備える「統合原子力防災ネットワークシステム」を活用し、集約した情報から住民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに広報する体制を整備する。※原子力災害対策計画編 P18、茨城県地域防災計画

④ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。※原子力災害対策計画編 P24、原子力災害対策指針

2. 原子力災害緊急事態応急対策・中長期対策

① 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置

全面緊急事態となった際は、UPZ内において、予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。※原子力災害対策計画編 P9、原子力災害対策指針

② 避難、屋内退避時の感染症対策

感染症流行下での原子力災害時においては、自宅等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。ただし、UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合及び自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合、感染症対策の観点から、放射性物質に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。※原子力災害対策計画編 P46、茨城県地域防災計画

③ 緊急時における安定ヨウ素剤の配布及び服用

国が決定した方針に従い、原則として医師の関与のもとで県と連携し、住民等に安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。※原子力災害対策計画編 P48、原子力災害対策指針

④ 原子力災害対策に関する広報

県が実施する緊急時モニタリングの結果や各種規制措置の解除、健康被害、環境被害等災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を町民に広報する。※原子力災害対策計画編 P60、茨城県地域防災計画

5) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。備蓄すべき主なものは次のとおりである。

備蓄物資及び設備の整備内容	
①	食料、飲料水(井戸水の活用を含む)

②	生活必需品
③	ラジオ・テレビ
④	通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、町防災行政無線を含む）
⑤	放送設備
⑥	照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
⑦	炊き出しに必要な機材及び燃料
⑧	給水用機材
⑨	救護所及び医療資機材（常備薬含む）
⑩	物資の集積場所（備蓄倉庫等）
⑪	仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
⑫	間仕切り、マット、簡易ベッド、段ボールベッド
⑬	感染症対策用資機材
⑭	工具類

6) 茨城町新型インフルエンザ対策行動計画

当町では、国の新型インフルエンザ対策行動計画（平成 19 年 10 月改定）及び茨城県新型インフルエンザ対策行動計画（平成 20 年 2 月改定）と整合性を保ちつつ、平成 21 年 9 月に、本町が実施すべき具体的対策を定めた茨城町新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条に基づき茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した。

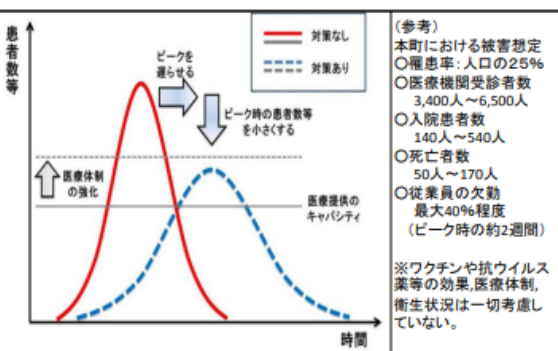
茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

町行動計画作成の背景

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」の制定に伴い、国や県の行動計画の策定を踏まえ、町における新型インフルエンザ等の発生に対する危機管理の規範とすべく、特措法第8条に基づき茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成することとなった。

目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



対象疾病

新型インフルエンザ等
 ・新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
 ・新型インフルエンザ
 ・再興型インフルエンザ
 新感染症(感染症法第6条第9項)
 全国的かつ急速なまん延のあるおそれのあるものに限定

対策の基本的な考え方

- 1 対策は、医療対応以外の感染対策と医療対応を合わせて総合的に行う。
- 2 社会的混乱の回避には、事業者や町民の適切な行動や準備が必要である。

役割分担

行政	国	国全体として万全の態勢を整備
	県	特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割
	町	町民に対するワクチン接種,発生時の要援護者支援
医療機関		地域における医療連携体制の整備,診療継続計画に基づく医療提供
事業者	指定(地方)公共機関	特措法に基づき,新型インフルエンザ等対策を実施
	登録事業者	発生時に最低限の町民生活維持できるよう重要業務の事業継続
	一般の事業者	職場における感染対策,発生時の事業縮小等感染防止措置
町民		マスクの着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの感染対策の実践

発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外でインフルエンザ等が発症した状態
国内発生期(県内未発生期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発症しているが,県内では患者が発症していない状態
県内(町内)発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発症しているが,全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内(町内)感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し,低い水準でとどまっている状態

2) 当商工会の取組

・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当商工会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

・損害保険への加入促進

当商工会では、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、ビジネス総合保険制度、業務災害補償プランの普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、懐中電灯、消火器、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、テント、ポリタンク、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当商工会館内及び倉庫に備蓄している。

（感染症）

・特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や県、町の施策の情報提供）、事業者への影響調査、イベントの中止／延期

・茨城県、茨城県商工会連合会、茨城町と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務となっているが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧の備えとなる保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

（商工会の課題）

・緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。

・職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。

・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。

・感染症リスクを考慮すると、リモートによる在宅ワークや商工会連合会と単会間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の構築が必要である。

・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

事業継続力強化計画認定 12社

各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）12社

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

- ・災害発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会・県・町との被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発災後において速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・域内において感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を策定（別添）。

(ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

<目標>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回
②セミナー参加者数	10社	10社	10社	15社	15社
③BCPプラン策定	2件	2件	2件	3件	3件

(エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて笠間市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当商工会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会と当町で共有する。）

② 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に町、県連と情報共有する。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害情報の共有

- ・当商工会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当商工会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

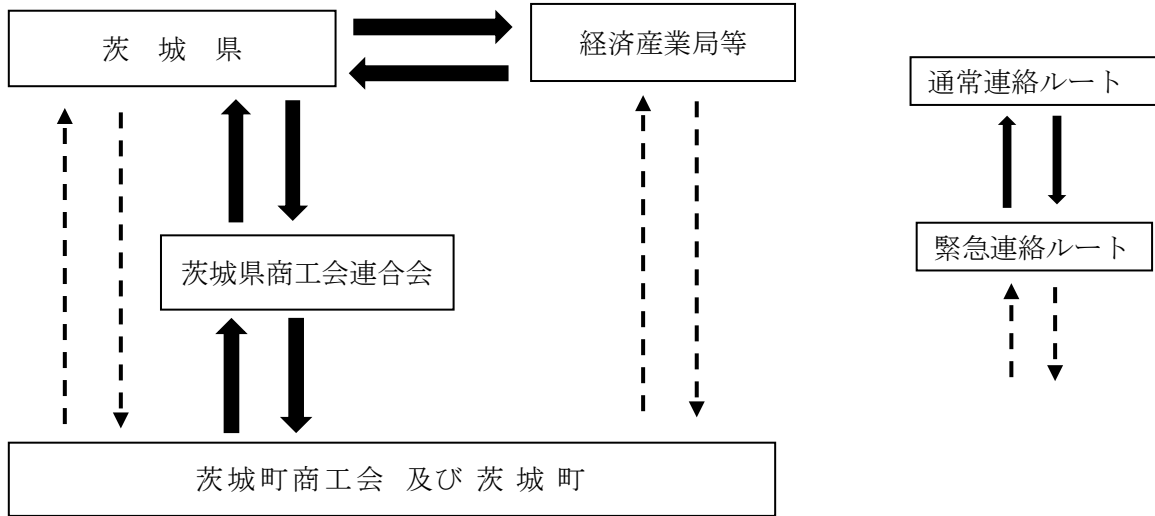
④被害情報の報告

- ・当商工会と当町で情報を共有した上で、当町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

（3）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当商工会又は当町より連合会を通じて茨城県へ報告する。

【連絡体制】



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">団体等名</td><td></td></tr> <tr><td>報告者</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> </table>	団体等名		報告者		電話番号	
団体等名							
報告者							
電話番号							

○関係団体の被害の概要

人的被害	物的被害	その他
※職員、従業員等の被害の概要を記載	※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	※左記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等が被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など)

○被災中小企業者の被害状況詳細(関東経済産業局への報告を想定したもの)

No	所在地	被害態様	事業所名	業種	被災中小企業者の概要		事業用資産の被害状況											
					工業 or 商業	従業員数 (人) a	資本金 (千円)	土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		被害額 (千円) b	従業員対被害額 (千円) b/a	
							面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)			
例	●市	A	茨城産業(株)	金属加工	工業	5	20,000	100	200		100	300	100	80	100	90	670	134
計																		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年11月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名	
法定経営指導員 高倉 広幸	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①茨城町商工会	
〒311-3156 茨城県東茨城郡茨城町奥谷 33-1	
TEL : 029-292-5979 / FAX : 029-292-6169	
E-mail : info1@ibarakimachi.or.jp	
②茨城町役場 生活経済部商工観光課	
〒311-3131 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080	
TEL : 029-240-7124	
E-mail : kankou@town.ibaraki.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位；千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
専門家派遣費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
会議運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
パンフ・チラシ作成費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・町補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携無し